



長野県報

2月16日(木)
平成29年
(2017年)
第2850号

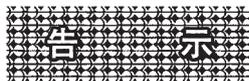
目次

告示

認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消（ものづくり振興課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）変更の届出（会計課）	2

公告

特定調達契約に係る落札者の決定（情報政策課）	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	5
大規模小売店舗舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（2件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	5
随意契約の相手方の決定（山岳高原観光課）	7
特定調達契約に係る一般競争入札（建設政策課技術管理室）	7
都市計画事業の事業計画の変更認可（都市・まちづくり課）	8
開発行為に関する工事の完了（4件）（都市・まちづくり課）	8



告示

長野県告示第57号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の10第1項の規定により、次のとおり認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消しました。

平成29年2月16日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所又は所在地	取消年月日
宮島 浩美	佐久市伴野1964番地	平成29年2月3日

ものづくり振興課

長野県告示第58号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年2月16日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡豊丘村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第59号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法

(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年2月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木祖村(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第60号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年2月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

長野県告示第62号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成29年1月30日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)の変更の届出がありました。

平成29年2月16日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所白田店	佐久市白田620-1	佐久市白田620-1 佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所白田店
旧	佐久浅間農業協同組合 白田支所		佐久市白田620-1 佐久浅間農業協同組合 白田支所

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

長野市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第61号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成29年2月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字大河原4850の5(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
鉄道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所切原店	佐久市中小田切162-1	佐久市中小田切162-1 佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所切原店
旧	佐久浅間農業協同組合 切原支所		佐久市中小田切162-1 佐久浅間農業協同組合 切原支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所	佐久市三分366	佐久市三分366 佐久浅間農業協同組合 佐久うすだ支所
旧	佐久浅間農業協同組合 田口支所		佐久市三分366 佐久浅間農業協同組合 田口支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久穂支所	南佐久郡佐久穂町大字高野町 533	南佐久郡佐久穂町大字高野町 533 佐久浅間農業協同組合 佐久穂支所
旧	佐久浅間農業協同組合 佐久町中央支所		南佐久郡佐久穂町大字高野町 533 佐久浅間農業協同組合 佐久町中央支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久穂支所八千穂店	南佐久郡佐久穂町大字畑432- 1	南佐久郡佐久穂町大字畑432- 1 佐久浅間農業協同組合 佐久穂支所八千穂店
旧	佐久浅間農業協同組合 八千穂支所		南佐久郡佐久穂町大字畑432- 1 佐久浅間農業協同組合 八千穂支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 小諸支所南大井店	小諸市大字御影新田801	小諸市大字御影新田801 佐久浅間農業協同組合 小諸支所南大井店
旧	佐久浅間農業協同組合 南大井支所		小諸市大字御影新田801 佐久浅間農業協同組合 南大井支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 小諸支所三岡店	小諸市大字耳取930-1	小諸市大字耳取930-1 佐久浅間農業協同組合 小諸支所三岡店
旧	佐久浅間農業協同組合 三岡支所		小諸市大字耳取930-1 佐久浅間農業協同組合 三岡支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 小諸支所大里店	小諸市大字諸132-5	小諸市大字諸132-5 佐久浅間農業協同組合 小諸支所大里店
旧	佐久浅間農業協同組合 大里支所		小諸市大字諸132-5 佐久浅間農業協同組合 大里支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 小諸支所北大井店	小諸市大字柏木546-8	小諸市大字柏木546-8 佐久浅間農業協同組合 小諸支所北大井店
旧	佐久浅間農業協同組合 北大井支所		小諸市大字柏木546-8 佐久浅間農業協同組合 北大井支所

会 計 課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成29年2月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
一般事務用パソコン1,282台、マイナンバー利用パソコン145台
及び周辺機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県企画振興部情報政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成28年12月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 日通商事株式会社 長野営業センター
(2) 所在地 長野市大字栗田950番1号
- 5 落札金額

- 1 台1月当たりの賃借額 1,534円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成28年11月7日

情報政策課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年2月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成29年2月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人佐久生活文化推進機構